

1990年10月23日制 定
 1990年10月23日改 定
 1991年10月23日改 定
 1993年10月23日改 定
 1994年10月13日改 定
 1995年 4月 1日施 行
 1995年10月 5日改 定
 1996年 1月 1日施 行
 2000年 3月28日改 定
 2000年 8月 1日施 行

J A Fカートカレンダー登録規定

第1条 総 則

J A Fに登録されたクラブおよび団体が行うすべてのカート競技会は、J A Fカートカレンダー（以下カレンダーと言う。）に、登録されなければならない。また、国際競技の格式を持つカート競技会は、更にC I K - F I Aの国際カート規則に基づき、国際カートカレンダーに登録されなければならない。この登録については、手続に要する料金を徴収する。

第2条 登録の方法

1. J A Fの公認する競技会を行うクラブおよび団体が、カレンダーに登録するためには、所定の書式をもって、次の申請締切日までに、J A F各地方本部へ提出しなければならない。
 - 1) C I K - F I Aタイトル競技……………前年の4月30日まで
 - 2) 国際競技……………前年の8月31日まで
 - 3) 全日本カート選手権競技……………前年の9月30日まで
 - 4) 地方カート選手権競技……………前年の11月15日まで
 - 5) ジュニアカート選手権競技……………前年の9月30日まで
 - 6) ジュニアカート選手権競技（コースシリーズ） ……前年の11月15日まで
 - 7) 国内競技……………前年の12月28日まで
 - 8) 準国内競技……………前年の12月28日まで
 - 9) 制限付競技……………前年の12月28日まで
2. 競技会のカレンダーの登録は、開催場所の所有者または管理者の「同意書」を添付すること。
3. 第1項に規定する登録申請締切日までに登録申請を行う場合においても、別表による登録料を必要とする。さらに国際競技の場合はC I K - F I Aのカレンダー登録料を必要とする。
4. J A Fの組織許可を必要とする競技会は、「カート競技会組織に関する規則」により、定められた期日までに組織許可申請を行わなければならない。

第3条 カレンダーの調整

1. カレンダーの調整は、J A Fが行い、次の表に示された①②③④の順に基づいて、優先が考慮される。ただし順序が同格の場合は、原則として
 - a. 格式による優先 b. タイトル c. 恒例的競技会 d. 組織者の順に従って調整する。
2. 格式の同一なセニアとジュニアの競技は同列とする。

a. 格式による優先順位	①国 際	②国 内	③準国内	④制限付 (クローズド含む)
b. タイトルによる優先順位	①カート プ リ	②日本 選手権	③その他シリーズによる選手権	
c. 恒例的競技会による優先順位	①毎月恒例的に開催されている競技 会		②新たに開催される競技会	
d. 組織者による優先順位	①J A F	②公認カートクラ ブ、公認カート コース団体	③加盟カートクラブ、 加盟カートコース 団体	④準加盟カート クラブ、加盟 カート団体

3. カート競技会の日程の競合については、原則として次のように開催日の間隔を保つように調整する。
 - 1) 準国内以下競技会（クローズド含む）と他の競技会との間隔……同日でも可
 - 2) 国内競技会と国内以上の競技会との間隔…… 1 週間
 - 3) 国際競技会間の間隔…… 3 週間
 - 4) 上記1) および2) の日程の競合は、開催地がおおむね200km以上隔たっている場合は、調整を必要としない。ただし3) の場合は、間隔を1週間まで短縮することができる。
4. 日程の競合について調整しがたい事情があるときは、相互のオーガナイザーの同意書の提出があれば、J A F は間隔をさらに短縮し調整することができる。

第4条 登録の変更および追加

カレンダーの決定後に変更または追加登録を行う場合は、次のいずれかの条件を満たしたうえ、所定の登録申請書に、第6条に定める手数料を添えて、J A F 各地方本部に提出し、J A F の承認を受けなければならない。

1. 第3条3. に定める競合とみなされる他の競技会が登録されていないこと。
2. 第3条3. に定める他の競技会と競合する場合はあらかじめ当該競技会のオーガナイザーの同意書を添付すること。
3. 変更の場合は、その詳細な理由書を添付すること。
4. J A F が特に認めた場合、またはJ A F が変更もしくは追加を指示した場合は手数料を必要としない。

第5条 登録の取消し

カレンダー登録後に、競技会の開催を取りやめる場合は、カレンダー取消し申請書に、第6条に定める手数料を添えて、J A F 各地方本部に提出しなければならない。

ただし、天災地変その他の不可抗力によるものとして、J A F が開催不能の理由を認めた場合、その取消し手数料は免除される。

第6条 変更、追加および取消しの手数料

カレンダーの変更、追加および取消しの手数料は「カート競技に関する申請・登録等手数料規定」の通りとする。

第7条 タイトル登録料

C I K - F I A タイトル競技会、カートプリアイトル競技会を開催する場合のタイトル登録料は「カート競技に関する申請・登録等手数料規定」の通りとする。